

安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 任意団体ココロにたねまき(以下団体)はそのすべての活動に於いて安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、団体構成員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進し、作業遂行を円滑化し、生産の向上を図ることを目的とする。

(適用の基準)

第2条 団体の安全衛生管理に関しては、法令及び活動規則に定められているもののほかは、この規程の定めるところによる。

(団体および団体構成員の責務)

第3条 団体は、安全衛生管理体制を確立し、災害を防止するために安全に徹し、必要な措置を積極的に推進する。

2 団体構成員は、安全衛生に関する法令及び団体諸規定を順守するとともに、団体の講ずる諸措置に積極的に協力し、災害の防止に努めなければならない。

(主管)

第4条 この規程の主管を“Yokohamaloginetdesign 管理部門”とする。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理責任)

第5条 安全衛生管理は、当社組織における管理者が、その責任においてこれを行うことを基本とする。

(総括安全衛生管理者)

第6条 労働安全衛生法(以下法という)第10条の総括安全衛生管理者は、原則として団体代表とする。

2 団体代表は、別に総括安全衛生管理者を選任することができる。

3 総括安全衛生管理者は次の事項を総括実施する。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関する事項
- (2) 活動全般の安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 団体における安全衛生関係規定の決定
- (4) 団体における安全衛生点検及び団体構成員の安全衛生教育の実施計画の決

定と推進

- (5) 安全衛生に関する管理者の選任
- (6) 団体構成員の危険または健康障害を防止するための措置に関する事項
- (7) リスクアセスメントの実施と必要な措置に関する事項
- (8) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関する事項
- (9) 労働災害の原因調査及び再発防止対策に関する事項
- (10) その他、会社における安全衛生管理推進に関する事項

(安全管理者)

第7条 安全衛生管理者は、常任ボランティアより選任される。

(衛生管理者)

第8条 衛生管理者は、法令に定める資格を有する者のうちから団体代表が選任する。

(安全管理者及び衛生管理者の活動内容)

第9条 安全管理者及び衛生管理者は総括安全衛生管理者の業務を補佐し次の業務を行う。

- (1) 安全衛生管理計画の立案及びその実施、評価、改善のとりまとめ
- (2) 安全衛生管理事項に関する適切な進言と支援
- (3) 施設・機器などの設置時の安全衛生面のチェック（リスクアセスメントと必要な措置を含む）
- (4) 安全衛生関係規定及び安全衛生チェック基準などの立案
- (5) 安全衛生に関する官庁への申請・届出及び報告
- (6) 安全衛生に関する情報などの管理と団体内に対する広報
- (7) 安全衛生計画の立案と実施
- (8) 安全衛生の巡視の実施
- (9) ボランティア中に起きた災害の原因調査と再発防止対策の推進
- (10) その他、安全衛生管理推進に関する事項

(団体構成員)

第10条 団体構成員は次に定める事項を順守し、積極的に安全衛生に協力すること。

- (1) 安全衛生関係法令、社内諸規定などの順守
- (2) 設備・機器及び職場環境などに関する定められた安全衛生点検の実施、記録
- (3) 安全衛生面の改善提案の提出

第3章 会議

(安全衛生委員会)

第11条 団体代表は、安全衛生委員会を設置することができる。

(各活動での会議)

第12条 各活動を行う際の安全衛生管理事項について活動メンバーを定例又は必要に応じ

て召集し、安全衛生に関する課題の発見し解決に向けた施策を検討する。

2 安全衛生管理者はこの活動を支援するために積極的に指導援助する。

第5章 安全衛生教育

(安全衛生教育訓練の実施)

第13条 会社は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって災害防止に役立つため、次の教育訓練を実施する。

- (1) 初参加、作業内容変更時に教育
- (2) 管理者への安全衛生教育
- (3) 免許取得の推奨

(参加努力義務)

第14条 団体構成員は、団体の行う安全衛生教育に積極的に参加し、災害防止に努めなければならない。

第6章 日常安全衛生管理

(設備機械などの点検整備)

第15条 管理者は、所管の設備機械などを常に良好な状態に整備する。

(保護具、救急用具)

第16条 管理者は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、指導・教育を行うとともにその改善に努める。

(作業の安全)

第17条 管理者は、作業の安全を確保するため、作業標準に安全衛生順守事項を折り込み、その周知徹底を図るとともに、従業員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講ずる。

2 標準作業化されていない作業については、関係部署及び関連部門と次の事項について検討を行い、災害防止を図る。

- (1) 作業内容及び手順
- (2) 作業時間
- (3) 連絡先及び方法
- (4) 作業の危険有害性及び必要な措置
- (5) その他の検討・了解を要する事項

(順守義務)

第18条 団体構成員は、定められた基準に従い、安全作業を行わなければならない。

(整理整頓)

第19条 管理者は、常に職場の整理整頓について管理・監督し、従業員は自主的にこれに努め、職場を整然とした状態に維持する。

(環境の整備)

第20条 管理者は、従業員が就業する建設物その他作業場について、通路、床面、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他、従業員の健康、風紀保持のための必要な措置を講ずる。

(伝染病、食中毒防止の措置)

第21条 衛生管理者は、伝染病・食中毒防止上、必要と認めたときは関係施設、飲食物について必要な措置を講ずる。

- 2 管理者は、従業員及び同居人の中から伝染病及び食中毒患者またはその疑いのある者が発生した場合は、直ちに、安全衛生管理者に通報する。

第7章 災害が発生した場合の措置

(被災者の救護)

第22条 災害が発生した場合、現認者並びに周辺に居合わせた者は直ちに被災者を救助することを第一とする。

- 2 現認者は、次いで被災者の家族に報告・通報する。

3 被災者の生命に関わるような災害及び重大災害の発生については、直ちに所轄の労働基準監督署、所轄警察署へ通報する。

- 4 災害発生現場の管理者は、事後調査を容易にするために、現場保存に努める。

(災害の調査及び対策)

第23条 災害が発生した場合、安全管理者は、すみやかに災害原因を究明し、類似災害の防止に努める。

(災害調査報告の作成)

第24条 当該管理者は、発生した災害に関し、災害事故調査後、すみやかに報告書を作成し、団体代表に提出する。

- 2 労働災害に関わる法定の届出は、団体代表が行う。

(類似災害の防止)

第25条 団体代表は、団体内又は他事業場において参考になると認められる災害については、その発生状況、原因、対策、その他必要事項を団体内に周知する。

2 管理者は、前項の災害を参考に、類似災害を防止するための必要な措置を講ずる。

(事故への準用)

第26条 被災者がなくとも、条件により人身災害を起こす恐れのある事故が発生した場合は、前条に準じて検討会を開き、事故報告書を作成する。

附 則

施行年月日 令和3年 3 月 21 日